

筑後市新型コロナウイルス感染症対応医療機関等従事者慰労金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、感染リスクが高い最前線で献身的に業務に当たる市内の医療機関等の従事者に感謝し、その労に報いるため、予算の範囲内において筑後市新型コロナウイルス感染症対応医療機関等従事者慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療機関等」とは、病院等（診療等を行う病院、医科診療所及び歯科診療所をいう。以下同じ。）及び調剤薬局（病院等とは別の施設において、医師の診断を経て処方箋に基づき指示された薬を調剤することを主な目的とする薬局をいう。以下同じ。）をいう。

(支給対象者)

第3条 慰労金の支給の対象となる者は、この要綱の施行日において市内に所在する医療機関等（同日において休止しているものを除く。）とする。

(支給額等)

第4条 慰労金の支給額は、次のとおりとする。

区分	支給額
病院	50万円
医科診療所	20万円
歯科診療所	10万円
調剤薬局	5万円

2 前項の支給額の算定に当たっては、同一の建物で複数の事業が実施されている場合で、人員及び設備等の観点から当該複数の事業が一体的に実施されていると認められるときは、これを一の医療機関

等として取り扱うものとする。

3 慰労金の支給は、1 医療機関等につき 1 回限りとする。

(支給申請)

第 5 条 慰労金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、申請書及びその添付書類を市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書及びその添付書類の提出があったとき

は、その内容を審査し、慰労金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給することを決定したときは、申請

者に対し、その旨を通知し、慰労金を支給するものとする。

3 前項の規定による決定（以下「支給決定」という。）には、必要な

条件を付すことができる。

4 市長は、第 1 項の規定により支給しないことを決定したときは、

申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(従事者への分配)

第 7 条 前条第 2 項の規定により慰労金の支給を受けた医療機関等

(以下「受給医療機関等」という。) は、速やかに、当該医療機関等の職員（以下「従事者」という。）に対し、当該慰労金の全額（分配に要する費用があるときは、その額を除く。）を分配しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給医療機関等は、当該慰労金の全部

又は一部を従事者に分配しないことができる。この場合において、分配しない慰労金の全額（一部を分配した場合であって、分配に要する費用があるときは、その額を除く。）は、これを従事者の慰労に係る事業のために使用しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 受給医療機関等は、慰労金の支給を受けた日から起算して 2

月を経過した日又は令和 3 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに慰労金の使途に関する報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、この要綱の施行に必要な限度において、受給医療機関等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。

(2) 第6条第3項の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、支給決定を受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に慰労金を支給しているときは、期限を定めて、慰労金を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、書類の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給することを決定した慰労金については、同日後もなおその効力を有する。